

# 知らない間に重大違反！？

## 防火対象物使用開始届書の提出はしましたか？

### 防火対象物使用開始届書の提出は 条例で義務付けられています

新たに飲食店や店舗等を始める場合は、  
すべての事業形態で防火対象物使用開始届書の提出が義務となっています。

【鎌倉市火災予防条例第44条】

※用途の変更がない場合で、使用者のみ変更する場合は届出の義務はありません。

Q1 【防火対象物使用開始届書】の提出が必要な場合は？

A 新たに飲食店や店舗等を営業される場合及び事業形態が変わる場合。営業開始の**7日前**までに、  
管轄の消防署に防火対象物使用開始届書を提出する必要があります。事業形態が変わる場合も  
届出が必要になります。 ※個人の住宅は対象外です。

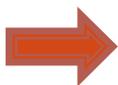
例1: 新たに営業する場合

例2: 事業形態が変わる場合

3F 空室

2F 飲食店  
事業主B

1F 事務所  
事業主C



3F 飲食店  
事業主A

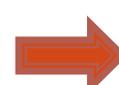
2F 飲食店  
事業主B

1F 事務所  
事業主C

3F 事務所  
事業主A

2F 飲食店  
事業主B

1F 事務所  
事業主C



3F 飲食店  
事業主A

2F 飲食店  
事業主B

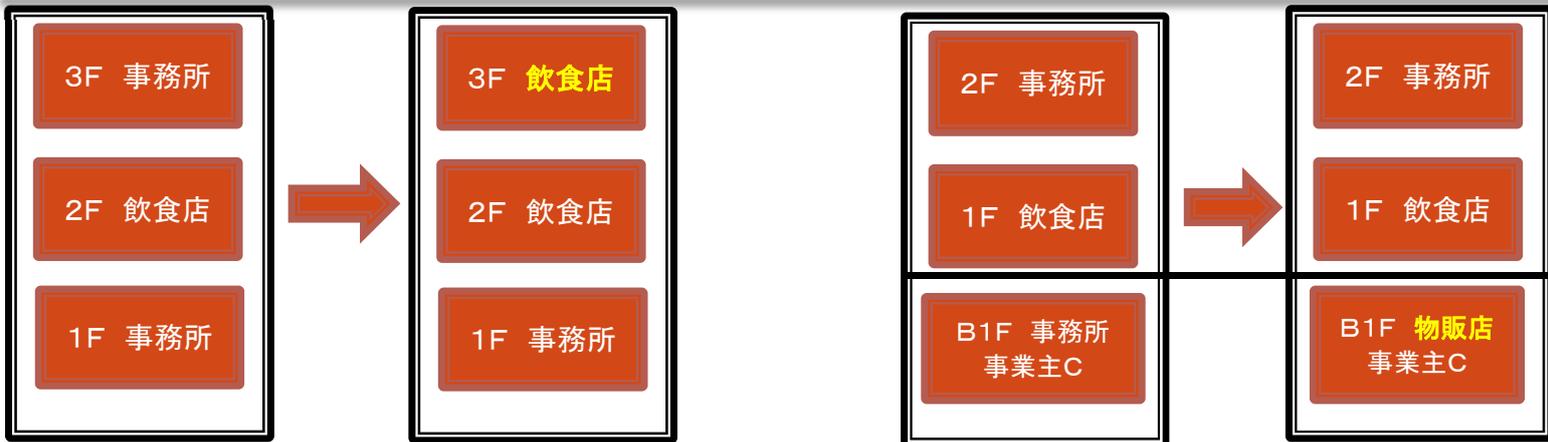
1F 事務所  
事業主C

※建物の規模や事業形態によっては、新たに消防用設備等(自動火災報知設備、屋内消火栓設備)の設置が必要になることがあります。

## Q2 【防火対象物使用開始届書】を提出しないとどうなる？

A テナントの入居、用途変更により、建物関係者の方が知らない間に消防法令違反が発生し、消防用設備等の増設が必要となる場合があります。テナントの入居や増改築後に消防用設備等の工事を行うことになれば、事前の工事以上に費用や労力、時間を要するだけでなく、放置されれば、**重大な法令違反のある建物として、建物名称等を公表されるほか、行政処分の対象となり、使用停止命令や刑事告発による罰則を受ける場合があります。**

### 自動火災報知設備の設置義務が生じるケース



屋内階段が1つの建物の地下または3階以上の階へ飲食店や物販店等が入居したことで、自動火災報知設備が必要になります。

## Q3 【防火対象物使用開始届書】の様式はどこにあるの？

A 鎌倉市消防本部予防課のホームページからダウンロードすることができます。また鎌倉市内の消防署所でお渡しすることもできます。

鎌倉消防 届出

検索

申請書等ダウンロードサービス(消防関係)

防火対象物使用開始届書



左記QRコードからもダウンロードできます。

# 知らなかったは通じません！！

建物の増築や改築、テナントの入居・入替え、用途変更の際は必ず消防機関に相談しましょう！



問い合わせ先 鎌倉市消防本部予防課  
TEL 0467-44-0963  
所在地 鎌倉市大船3-5-10



鎌倉市 Kamakura City